

		農林水産常任委員会	
令和2年12月1日受理		請 第 24 号	
件 名	我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
松 田 三 郎 内 野 幸 喜 竹 崎 和 虎			
<p>(要 旨)</p> <p>次の点について、国に対して意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>日本国政府は、違法操業を行わないよう中国政府に強く働きかけるとともに、漁民が安全に操業できるよう、法整備・海上警備の一層の強化を行い、一刻も早く我が国の領海・排他的経済水域における安全確保について適切な措置を講じること。</p> <p>(理 由)</p> <p>令和2年5月8日午後4時50分頃、日本の領海内に侵入した中国海警局の公船2隻が、尖閣諸島・魚釣島の西南西約12キロの海上で、操業中の我が国漁船に接近し追尾する事態が発生した。さらに、10月11日10時45分過ぎ、中国海警局の公船2隻が、尖閣諸島の大正島沖で操業中の我が国漁船に再度接近する事態が発生した。我が国の海上保安庁の巡視船が間に入り、中国公船に対して退去するよう警告を続けたが、日本領海内に52時間以上居座った。中国公船は、領海内への侵入や漁船への接近を繰り返し、我が国の領海内にとどまるなどの活動を明らかに強めている。</p> <p>これは尖閣諸島海域に限らず、日本海の排他的経済水域である大和堆でも、8月以降、中国漁船の違法操業が繰り返されている。水産庁が退去勧告を行っている数は激増しており、これを受け、水産庁は、日本の漁業船に入域しないように要請しているという。</p> <p>さらには、現在、中国は、全国人民代表大会で領海警備に関する武器使用を拡大する法律の改正を上程し、退去勧告に従わない船に対し、即時の武器使用を行おうとしている。</p> <p>このままいけば、各地で違法操業が広がり、多くの漁業者が甚大な被害を受け、生活が出来なくなってしまう。本県も、沖合には韓国との暫定水域があり、過去には、違法操業に関してのトラブルがあったと聞いている。今後も、県民の安全な漁業活動を守ることは、極めて重要なことだと思われる。</p>			